

返戻金制度について

採用者が、自己都合又は採用者の責に帰すべき事由により採用企業を退職した場合は、既に採用企業から受領した当該採用者についての報酬を各号に定める割合に応じて、返金する。但し、退職が、採用者の処遇その他の労働条件が勤労開始時の雇用契約の内容と著しく異なることに起因する場合、又は、採用企業の採用者に対する法令違反行為に起因する場合はこの限りではない。

- (1) 勤労開始日から1箇月未満の退職 . . . 第4条算出額の80%
- (2) 勤労開始日から3箇月未満の退職 . . . 第4条算出額の50%
- (3) 勤労開始日から6箇月未満の退職 . . . 第4条算出額の20%